

神戸市従業員労働組合環境支部との交渉議事録

1. 日 時：令和8年2月16日（月）17：29～17：34
2. 場 所：三宮プラザ EAST 地下1階 環境局会議室3
3. 出席者：
（市）環境局業務課課長（事業管理担当）業務課係長（職員担当）他3名
（組合）市従環境支部副支部長、書記長
4. 議 題：東クリーンセンター及び布施畑環境センターの勤務時間の見直しに伴う団体交渉
5. 発言内容：
（市） 皆様には、日頃より様々な取り組みについて、ご理解・ご協力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。また、職員の皆様におかれましても、市民が安全・安心に暮らせるよう、ごみの収集・処理業務の第一線で従事いただいていることに、改めて感謝申し上げます。それでは、勤務時間の見直しについて、2点説明させていただきます。
（市） 東クリーンセンターで中継積出業務を8時から開始するにあたり、15分間で運転前のクレーン点検、ピット前の投入扉や脱臭装置等の設備の動作確認等を実施しており、職員の急ぎ作業につながりかねない状況が発生している。
急ぎ作業を減らし、事故を防止する観点から、設備の動作確認や点検等の時間をしっかりと確保するため、令和8年4月1日より東クリーンセンターで中継積出業務に従事する労務職職員の勤務時間の見直しを実施したく、提案させていただく。提案資料のとおり、勤務時間については現行の7時45分～16時30分から、7時30分～16時15分と15分前倒ししている。12時～13時の休憩時間と1日の勤務時間が7時間45分であることは変更していない。なお、中継積出業務の開始時刻は従来どおり8時としている。
また、布施畑環境センターでは、破碎機にトラブルが発生した場合、破碎を一時停止し、点検や修繕等を行っている。トラブルが1日に複数回発生した場合、破碎の停止時間が長くなり、その日の目標破碎量を達成できない可能性があるため、少しでも早く破碎を再開できるよう点検・修繕等を行う職員の急ぎ作業が発生している。
急ぎ作業を減らすとともに破碎機の稼働時間を確保する観点から、破碎機の稼働開始時間を8時へ変更するにあたり、破碎機の動作確認や点検等の時間をしっかりと確保するため、令和8年4月1日より布施畑環境センターで破碎選別施設の運転・保守管理業務に従事する労務職職員の勤務時間の見直しを実施したく、あわせて提案させていただく。
提案資料のとおり、勤務時間については現行の8時～16時45分から、7時30分

～16 時 15 分と 30 分前倒ししている。12 時～13 時の休憩時間と 1 日の勤務時間が 7 時間 45 分であることは変更していない。なお、破砕機の稼働開始が 30 分早まるため、従来の業務全体を 30 分前倒しする。勤務時間の見直しについての説明は以上である。

- (組合) いずれの所属でも高齢職員が多く配置されており、急ぎ作業を防止し、事故を防止するという観点では重要である。布施畑環境センターは勤務時間及び業務全体を 30 分前倒ししたとき、職員の配慮事項や業務遂行に不都合が生じることはないか。また、時間外勤務への影響はどうか。
- (市) 破砕業務に従事する職員から申告されている配慮事項に影響はない。また、破砕業務の一部を担っている委託業者には業務時間を前倒ししても業務遂行に影響がないことを確認している。時間外勤務については、破砕機の稼働開始時刻が早まった分、運転停止時刻も同様に早まる予定で、大きな変化はないと考えている。
- (組合) 局の考え方を確認することができたため、この度の勤務時間の見直しの提案については、了承させていただく。今後も、職員が効率よく中継積出前の点検を実施し、かつ安全に作業できるように配慮いただくようお願いしたい。
- (市) 承知した。今後とも、現場の実情をよく把握したうえで、職員の勤務労働環境の整備に尽力したいと考えている。引き続き、ご理解とご協力をお願いしたい。